浪花巫山之夢

巻之一

へ遠13
2494
5-1

東京市麻布区大久保
餘丁町百拾貳番地
平内雄藏

へ函
2494
巻1-3

浪花亜山乃美　　巻のこ

大海辛八郎事

花と西宗乃刀を得る事

其比前車の覆を見て後車の戒とするは古人乃格言なれども家の大業を絶ん事を惜しみ今よりのち道を企て紙を吉せて考へ初海もよまで是にて出ぬ

年二月十五乃いくさ連歌を企て大坂の

市中を放火礼場に流れて自滅して
屋敷を焼拂ひ行き申し潘を放ち
要害を未作る貴〻大坂東北の方大海拾〻
かとのを書又南河内大海平八郎
が未性を乱す甚だ阿部の方寺の潘中に
大海平田と名乗る仲之百姓を頂戴〻島田を動
士〻が少の人数田を〻流人〻三廉流の者
大坂東の組合りまわり大橋氏を名乗あ
坂〇より同代不詳 剛るなり珠洲〻尾張より出る
父の名不詳 是も平八郎の門弟の者
なり世間自負せり生涯大膳別名
好き又陽明学を服を行〻稍久もあれば
世の人も是を養子にもとめ
世〻〻経高殺伐の沙汰を情〻云
〻百姓〻中より反逆を企て
大膳別名〻人を乱るの出来の〻〻
日常お示の理〻大海平八郎も
浪人〻〻の門を反大海より四

乃
鼈を振舞んとて役所より申うけける者ふ
用ゝと云ひけれ共平八郎は
たゞく好まざれとも頂戴する事嘸い性なるべい
所なりと云ゝ七日の夜宅に望月役所とゝり
事繁敷ゆゑ夜の風雪仕りる事義理を
思へく少のゆく後流し更る鼈をいぐうん
平八郎に富る思い今日まつかんと振舞んと
云ゝ者来りしゆゑまつかんを出されまつて
うる直夜ゆうゝいまつく永寿たるて

いまぐ庭て世事半ゝ科理ちく器を
をむ平八郎遠敷ゝ永寿ゝまつかん科理
ゝうるゝ世事ゝ家ゝまつかんゝ作りたゝ辞
ゝうるを夜動ゝゝい海ゝ武ゝまや武士
なくゝ云ゝ底ゝ人ゝも切角ゝ没や鼈と
切を思ゝうるやゝ作ゝまつかんと切ゝ怖ゝまや
とゝゝゝ作ゝ経験の平八郎ゝ中ゝ慎ゝ社ゝ
科理を角ゝとて振ゝゝ鼈を入ゝ笊の
えゝ家ゝて行ゝゝ大小更角て世取金ゝ乃

きつねを入くら平八まるは板のなかに入て
よ向い座てんぬきるあやと同る三義芸て庖
丁とて別とあくまぞ御ゝ刀ふく神はせとやを云
ゝ板ば平八郎ゝ取ゝ取ゝ秋大ふいきつねんを
切らんゝ入ゝ菊ゝ大ゝ切ゝ人を切ゝ為の大ふなる刑
刀ゝ事料はきべくゝ足下乃指神をかゝめく
ゝ板て料はきべくしゝゝやゝゝふでさしゝよ
直ゝ取ゝ切ゝ流ゝ秋直ゝきつねんを切刀ふ板を
者ゝ形ゝ乃の指料阿ゝ切ゝ神はせゝと投ゝ

ゝ人ゝ平八郎ゝ刀を投ゝ鯉を俎板
の上ゝ板ゝ上ゝ甲を刺ゝ切ゝ甲ゝ
ゝ鯉ゝ切ゝ料ゝ細ゝ切ゝ甲ゝ
ゝ細ゝ切ゝ金ゝ切ゝ
ゝ鯉ゝ切ゝ
而ゝ切ゝ流ゝ乃ゝ平八郎ゝ大ゝ
ゝて料ゝ切ゝ人ゝ者ゝ食ゝ
ゝ義ゝ振毎ゝ切ゝ
指刀ゝ平ゝ板ゝ用ゝ
殺ゝ切ゝ刀ゝ入ゝ言ゝ山ゝ

作牛上板行ふる事八命を盗賊為すし仮長ふ作り
もし八年八宮前方出作し多力門公事を役掃りふる
事を小前ふ者を遠ふ勤向を改革し盗賊の
罪科を行ふる事を厳ふ死刑より行ふ者少かふ仕
を仕要役の玉女邸横宗の邸法る仰ふ事を
行いけるを古補日表の考を悪ふ宰令し罪を
仕し結の罪科より行ふ又和泉多力ら制新た為
和歌の文を町人を依頼を法ふ令法を多ふ
歌の武に法格をもふりけもふ罪を仕し法切を
日高郡の郡人八百余新発行下十余人の者を新
宰令を行ふ宰死し或い十日の長更を
下西山乃長更法七法下宮を所ふ者ら制新た為が
多えとふ和歌の文中ふ多ふ法格を食り月を
者より中ふけを高ふ罪を仕し死刑より行い或い
法中の法法の中法を仕し宰令を流罪を行
乃ふ法ふ法人年八命を取ふ文罪作の町ふ制ふ
乃ふ宮下西の長更を法ふ文を宰ふ天保典四の
人ふと貴天中ふ中ふ伝ふ高井

山城守反り申候ハ名を再新得者と思召候ハ名
手ハ下ハ泉州堺上段の名りと申候ハ名ハ
ハ珍敷儒者の門ハ名者ハ平ハ命ハ名
聲遠き者ハ名ハ聞付の男ハ生ハ没ハ斗や
れ名ハ西国の法候の藩中の士 姓名不詳 ハ名正宗の刀
ハ不詳 けるハ祖父ハ二代の刀不良 ハ横死
けの者ハ者の宗ハ者と者者ハ者ハ者ハ

第一しらはきまさうの用ゐる所の刀の宗
なんどの系図ゆゑ人や知る所も多く信濃国末流の者
ゆゑ[illegible]なる[illegible]名跡も[illegible]持ちを[illegible]
宗[illegible]もの[illegible]世平八郎なんどい宗[illegible]程の名跡なるべし
格別とも[illegible]不[illegible]能きく[illegible]云[illegible]流と用い
書彼四宗を譲りいと[illegible]士の方れ代を[illegible]刀鍛
譲り受[illegible]申[illegible]田雲[illegible]和[illegible]
四人平八良伝い願い行門伝をたべやと問ふ[illegible]も
不[illegible]おと[illegible]年八郎一日武[illegible]者の[illegible]人より

鍛[illegible]刀を譲り受[illegible]流[illegible]合[illegible]指あと
[illegible]光一代の刀を慶[illegible]光[illegible]体[illegible]濃き
[illegible]の[illegible]ものいる[illegible]白[illegible]の[illegible]
同利を[illegible]四宗[illegible]合五[illegible]
願[illegible]ゆゑ[illegible]藏[illegible]程の人[illegible]
陸[illegible]松[illegible]光[illegible]悔[illegible]
[illegible]記[illegible]十信[illegible]代[illegible]
八郎[illegible]門人の[illegible]懐[illegible]
[illegible]相[illegible]

[illegible]

平八郎参官兵軍学の書を納る夏
於 養堂家の士 對面こと話

千後高井山城守殿江府より伊丹右衛の御書
有て 四月廿[illegible]日 江府を発し西へ
西八郎より別段の御使 帰府せる

御上使 [illegible] 御使 [illegible] 御むべ
きこと門弟を [illegible] 西八郎大坂へ [illegible]
見を [illegible] 西へ [illegible] 御の御使人
び前四き御 [illegible] 大坂所まり大坂の [illegible]
探索 [illegible] 堂 [illegible] 高井殿へ
大坂を発して帰府せる平八郎はやや
江戸へ四五日やや御使人来る [illegible]
[illegible] 月日を送る [illegible] 乃御使 [illegible] 空く
○月五日九平八郎 [illegible] 帰 [illegible]

先ひ〻ふ大〻屋賃役宇角大役東所まわの石
命を蒙りて上役をもつとめ大海ぶ八〻さまの
も用いぶ仕ふ年八帝一尉四〻一角九と云之退役
お乳〻九ふ四角〻四角九ふ〻ふ八帝角帝ふ角角
東角の役方角の中ふ神役ふ武ふ角
雅〻ふ若〻九仕ふ役さぶまわの角文
とふ角〻強〻押角ふ角さまふ角ふ〻役を
知ふ〻ふ八まわ人を角ふ脇ふと御傳〻
表ふ格〻角を実父門役西角表ふ出郭させ仮場合法者役御帝ふ角ふ

海岳〻〻中所と号〻〻門人ふ絵御地御又ハ傳ふの
教道〻〻日を送り〻〻円角まわ夫帝役角宇厳
役方角円山岳役帝とふ人盗賊方お郭仁角〻岳秀
ふ〻大海年八帝ふ帝ふ役所角方猶役革〻〻角
角を岳役帝出〻ふ角の屋ふ門出〻仕ハ刑罪
人ふふふふふ役人円山を仕意の人ふ少〻賞参
〻〻ふ九年八帝出屋の角ふふふ出ふふ角ふ
見ハ角〻円山を角ふふ角ふ角ふ八帝ふ門才乃円
役門ふ角本ふ帝帝地主帝角仲角仲の中盗人を

捕へ奉りて出発せしが抽者共とうとく切腹自殺を
なせし平八郎大塩後の世に恨とく又一心
寺の住僧存生しに一件ありしを深く沛香の
ものの書の趣文にもあり扨平八郎の実父西田氏を
支平八郎の門弟中江源左衛門と人江戸表へ帰出し上
洛者共 伊勢に平八郎源横山高橋の方殊
数ふ逃さるが是より諸藩と関係の前記なり此段後
の乃ち江戸表へ下りなる迄程遠
まるべく旭と八月を日数と。平八郎名前
世のくふ乃冥界の法則に沿ひ者なるべし。況や日月殊
つ帰るとの花称許あり面とたりる悔心萌し
四宅の法も世文とつ手れに所しる自覚しなるべん
此とと。法の通慢にのるくしつ
の中ふくもかしの名を伝まで為り又八幡を揚
て強く懲しかとしりなくつ平八郎は甚者をあを深く恐し
平八郎が云生てるに国を立てるかくに立て様意
よ有るあるとるとる。彼江戸下り江方直に門弟の者
履宮船の新二十関の庭と礼もしに拝面なくなるべ

所々にて公方より書物の問答もあり
あるを法く御ありよりほかに薩摩の
より指揮と称して書物問答ありしかども
いかなる只海の方相州の方にて何方
なりと法一定や薩摩の伊豆守を頼ひ
ろく陸奥の下ばく殿ひ所にて自分
逆徒の軍勢の書を伊勢白子の神庫より
奉ると法沢津の所ようく几帳と旅宿より
遣有一方堂侍の薩摩一の士を少々
高麗の方信氏と二面の文を法ぐんと指金人
大仮表の方信氏を正遣
のうちにて自分の方に高麗平八郎
所と所下りの平八郎立ての向い新田のとの
京家の侍人遣ひ定ぐんと戸せよ
対面と好まれ京を使よ
来りて加藤の所ぐんも大法先生の遣ぐき
性に形と所ぐんを自新田所下ぐんに示し
云ひ方を行人遣ひ再と再と

止さしで平八郎例の癖にて言ひ出せしは
あざとく家内の者を集め酒を飲ませ仕
れば紙屋の者共もなく対面少く感服の
の上にて今一癖仕て悔恨の上に悔
申と云せしは平八郎も若年と思へば今日
少遠いかしさにて大学文にてと書かれ病中
年一版紙数四冊にて出版いたし
蔵書の上にて導入の者を用ひ出版の間
の御入用十余人の士なるの上下紙版を小ぶと

かぐろ人参の平八郎に星霜二年の御法度に
の上にかさとも出版なるが世体と見くらん中に歩せ
出ては如何かと申拙者病中年板と四月中
年一版かと出版業の支流を行を不顧
ませしを者は部上下紙板を小ぶ
遂に悪者と為し移移し
今年年新版仕る為上下を部
二人今日年く二人の名日本庸系仕
致なるを新版を新しく

出羽守殿より云ひつかせ平八郎方へ
たづね出羽の守殿へ
出免りたづねし出羽たづねん持ちて
相磨させ人を人をもつかはし
懸命なくの下り方へ行く立寄り
小方の法師の用三人の士平八郎
刀拭の手力い宝ゆく仕和ちんの
出免下されまでまでまで
思ひ旅が出源よ食べの刀も持ちん
あるを麻刀

以出羽出免より所りしと神道一ツと答へ文武
あたりまでまでの人生の出羽殿きて
居るのちのまで相人殺いと申むまで殺りの士家
出こよ下命一ツ殺りより所出羽殿て
刀拭の刀ちく鞘を神ちく拭いさ出き上殿の士
脇ツ殺ちく殺しの刀元殿殺ちく殺
しく中ちをのちけ人ちの玉殺ちむ拭ば
大ツる廊一平八ちの出ちの出ちあとれ合
先殺ちく殺ちく出殺ちあやと問ち安殺ちも元

正宗とかいふを吉備におくりたり。必貴人見行者の
ゑ得たるうるべしと。無とて昇下したり。彼士是を
聞くに感じいる。自己家に。お遠つ祖のまもり。古能
の出来も為合とて。彼の士へ渡せり。名く一度
呼るつゑ〳〵に皆口〳〵に誉賞したり。上代の士卒と
雖ども不八幡が前より出て弓矢を伸ら也。
下へ〳〵しと。不思議なり。平八郎禅師一いやく根笠
打蓑乃ちく山陰より入て初の所る〳〵ぞ動
不申〳〵なる孔雀ぞとぞ。根笠を云ふ〳〵出来。彼

士又命〳〵ぞ〳〵ぞ。ぞ梅と乃ち〳〵草書物よ
後の月世〳〵菖蒲後の梅備妙ら後朝ふ〳〵て高
ふて当世の姫とハ乃ちぞ。ぞ又中ぞを抜ケ乃ち
月〳〵天原の今庫ふ乃ち。世乃ぞ〳〵世の所ふ
乃ち世天乃ちの上乃ち〳〵後ハ後〳〵ぞ。同苗
平八郎ハ癒合仕給ふ。薬〳〵と沼ふ立て在と後ふ
ぞ乃ハ初〳〵古ふ〳〵ハ後〳〵ハ後〳〵の乃ハ後乃若
ぞ梅ふ〳〵。ぞ後科八山中庵〳〵ハの。後科のふ
性が代書後〳〵ハ乃ち。ぞ乃ハの乃後科ふ後ハ梅ぞ

手負ひ山の手柴にかゝりて死する
者多し威賞し御感を被仕る
事うたがひなし元亀一年四月付佐佐
皆別と右四人ともに平八郎忠勝
山田八蔵左衛門尉四人の内
より書を神庫に納めしと也
右軍功の書を神庫に納めしと也
平八郎忠勝山田八蔵の四人
の内にあり同書に此付平八郎の
[illegible]

大須賀平八郎忠勝
并に旗奉行
河
宇津木組元信
[illegible]
[illegible]
[illegible]

大井庄一帖　[illegible]
橋本[illegible]　白井幸左[illegible]　安田
[illegible]　西村打帖　宮脇志摩[illegible]
松本林之丞　此外に[illegible]
性名を記し[illegible]
を賞金[illegible]
價言く賞[illegible]
所[illegible]
[illegible]

庭石を運ぶ科[illegible]大角を[illegible]車をさせ
出入の所人[illegible]帖[illegible]
[illegible]を深[illegible]武[illegible]兵庫[illegible]
と云者を勢[illegible]
松本を買入[illegible]
[illegible]の[illegible]軍[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]代と申す所へ家の所へ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

左京の士義元小前まで聞く 焼亡多く初て
元年より当四月八年四月より此年米
價を減ずる事なし 小麦四斗俗の新古常の
値段に増倍なり 諸人困窮を歎くよりく
年八帝第〻罪状書四ヶ条 右
〻今年人数一万人に新りまぐしは
拾りの中有りて来年村〻に減〻せり 元文日

口上

○去る第数寄事有困窮し人多くなる

中〻〻当時四月廿九日大徳寺八帝先生門人を
以て世事特の書物不残四家佛家代
今年より国窮〻家不新なる有人今年多つて
今年初今京数三万新出新りなる山書有
世特事〻〻多〻世紙なり

他国二月六日 西国屋平兵衛
四月廿五日 江戸屋
七月廿日 新八帝
月日 蔵屋

右書付を蔵せしめ所部山城守反古なども悉
捨しめ申候 付り而も市中の
弱りに成り短冊とも仕候 元来不学無
心之人なれば 市中に旅行
もの思ひなくなるべし 辛八帝弱り給ふと
せしも益憤り山城守殿を恨り所領
審候を凝し一百性九郎と云ふ者に文を書して
一紙の檄文を綴り板市に張り知せ申
其文に曰

四海困窮して天祿永く絶んとす 人民塗炭に陥
て治しがたし 英賢輩出ずして 誰か是を救
ん 東照神君
の子孫なりと称
し 寄孤獨
なる 伊豆侯
荒二百万の年貢米を
搾取 大伊豆守
を始め大伊豆守
捨り 法度を

ゆゝく御賞美いたし奥向ゟ中の間御さん
乃座に御ゝ召ゝ出ゝ被ゝ成ゝ下ゝ
候ゝ御上ゝ様ゝ人ゝ家を御ゝ出ゝ公ゝ事のゝ
知りと申ゝ事ゝ御ゝ初ゝ而ゝ氏ゝ百性ゝ
迄ゝ今の用金ゝ年ゝ年ゝ年貢ゝ役ゝ役の
事ゝ迄ゝ御ゝ尋ゝ被ゝ成ゝ下ゝ候ゝ御ゝ仁ゝ政ゝ
を御ゝ感ゝ服ゝ仕ゝ候ゝ御ゝ用ゝ かゝ ゝ山ゝ中ゝ西ゝ国ゝ筋ゝ
御ゝ家ゝ人ゝ共ゝ迄ゝ御ゝ感ゝ服ゝ奉ゝ存ゝ候ゝ
江ゝ戸ゝ一ゝ月ゝ ゝ風ゝ説ゝ の ゝ ゝ ゝ 別ゝ 段ゝ 御ゝ 賞ゝ

賞罰ゝ 相ゝ 世ゝ 人ゝ 下ゝ 民ゝ 恐ゝ 怖ゝ 方ゝ 礼ゝ 申ゝ 人ゝ
感ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
元ゝ 年ゝ 天ゝ 保ゝ 〇ゝ 地ゝ 震ゝ 火ゝ 山ゝ も ゝ 有ゝ ゝ
流ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
穀ゝ 物ゝ 値ゝ ゝ ゝ ゝ の ゝ 天ゝ 災ゝ 流ゝ 行ゝ ゝ ゝ ゝ 五
ゝ ゝ
ゝ ゝ
仕ゝ 方ゝ 仆ゝ 者ゝ の ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ
ゝ ゝ
ゝ ゝ
中ゝ 百ゝ 性ゝ 共ゝ の ゝ 難ゝ 儀ゝ を ゝ 救ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ ゝ

常々野州に陽之武之の塚伝なく孔子
孟子の道徳のみを伝小塾を開くし此世に
弟子多く活学をもあかし大坂の中井竜洲
万也一脈の仁を学ぶ得る物の段々を授
江戸に四十弟子をくし　天下の儒者と
之迫弟の世伝も不絶なれども中信く
弟を学ぶ下りのよめと古捕ろくし実若
菖蒲といふ大名と農人と弟を好ひい小
児と殺りもり拙言語りの何ものの方代まても

人民い徳門家に学ぶ乱し者よ医ろくれ此隅
を生ひ人今まもまり不仁ろを上御ま秋
侯の解書を学ぶ先生大坂市中坂氏中坂
大切に仁沼い前ろ毎仁を毒せ
拙ろ者ろ者ろ高仮屋ろ不便ろ玉　旦
ろ都ろ大坂ろ今持ち年高坂ろ貸有
此ろ今坂年ろ拙ろ弟を学ろ揺ろ来
学ろ有隅ろ書ろ町ろ学ろ大ろ
家老拙ろ学ろ用ろ自ろ田畑ろ田

[illegible]を持ちしのよりて富しせんの天英天
罪又[illegible]衰を設て餓死し貧人を合とも
[illegible]不投[illegible]を青瑠璃味とし法華[illegible]を
嗜び高宅に入世衰に[illegible]屋第屋に大[illegible]第
と[illegible]川[illegible]の酒酒湯の[illegible]を春もり[illegible]
[illegible]屋に[illegible]を[illegible]とし[illegible]者を[illegible]
たる迷い年生り[illegible]を[illegible]の[illegible]者のもし[illegible]
[illegible]長秋の酒盛をりる[illegible]人
[illegible]を[illegible]設[illegible]を[illegible]帝下氏を

[illegible]を設出家日く堂[illegible]お[illegible]中をいど[illegible]事と
[illegible]孫謀[illegible]を学て天[illegible]人の[illegible]
[illegible]の[illegible]の[illegible]を[illegible]
陽[illegible]孔[illegible]池[illegible]天下[illegible]高
[illegible]血[illegible]を[illegible]世[illegible]有[illegible]
[illegible]法[illegible]人を[illegible]
[illegible]市中[illegible]所人[illegible]を[illegible]紙[illegible]
[illegible]者[illegible]宮[illegible]狩[illegible]人[illegible]法[illegible]法[illegible]蔵[illegible]
[illegible]宅[illegible]弟[illegible]分[illegible]孔[illegible]

樓に内臣相不特於たとのたとく不相いくしいれ父母
素子家門に孝に方紀出来孝紀に紀尾にとのたい
石人と来おの方ゆ元也を山の方ゆつとても大坂市中よ
海和紀りたし吹く里和を不厭つ刻も
ゆく大坂に浪向来面くに面くに右今紀来て多ケ
孝にて上に拒捕鹿垂の金雲を下氏に出る
道元を南何く例僅紀をお取きし家又に市
紀量を方ホ立とのい主くらえに出たくとのた
伝伝いくに軍役を来孝に上に必つ接津紀く

企とく遠い出く年貢伝役を近傍に知中恵
神武帝に四方に通寛仁を政の元取を役し
孝に年本濁素濁以遠に同伝をつ法事役使
素を戻り四海方氏ゆとも天恵を雑の本父母孝
子を出孝に帝に地獄を取い紀後の極楽成仲
伝服男を月を出孝に天照皇太神の御代
使に孝に孝に孝に孝に孝に孝に孝に孝に孝に
戻にて上に出孝に孝に孝に孝に孝に孝に孝に
孝に孝に孝に孝に孝に孝に孝に孝に孝に孝に

[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 但此書小前者之道場坊主或ハ医者等ニ寫と
陰密せしめ等ニ於ては幸ひ服あく渦を罷
つしゆ潔しかを出ス又之者ニ七罪てかい

奉天命致天討い

天保八丁酉年月日

摂河泉播村く

於在幸者石性先
并ニ小前 石性先い

右ハ撥文い浪領体州綴弁郡田辺村ニ天邪教
石性先ニ宅ニ二月十九日七ツ時ニ捕れ三ツ守ニ
言付ニ上ニ宅ニ功ニ右ハ賛合ニ結別ニ
ものくしかしかれ紙色ニ書ニ伝聞
市板ニ書ニ裏ニ天ニ迎ニ面ニ性先
因ニ事ニ於屋ニ板ニ宅ニ上堀ニ先生
本紙の字なり因ニ日右撥文板本い市田沢市ニ
つ所偽を少ニ所ニ云板本師ニ平八市聊ニ教別ニ書ニ市
二字ニ字宛抹字板の如ニ中ニ彫刻せしを

なるべく拵せ候様申渡

那波西右衛門佐伊賀守殿為使、二月十九日より天満
町所々巡見と称し、ひそかに例に依て東
寺り近辺山城守屋敷門に為り仕候中食に四郎
屋敷に暫く宅を定め、平八郎を始め侍衆
者と集評議し、内々に兼て用意の通り、お宮の
ら出て八十人ばかり、西右衛門を先に出て屋敷に暫く宅を
食をすませ、伊賀守殿も出て、前尾より西へ行き
伊賀屋敷へ入り、大筒を打出し、

佐竹西右衛門の役所を焼き、西横口より城内に
乱入し、博代を討ち、千塚市中の富家、貧者の家を
放火し、市中一円に火炎天に上る。火矢、火箭の様に
元亨寺辺りまで乱れ飛ぶ。河内彦根侯の藩中、宮崎
本下総の二男門番組、同じく雨宮若狭兼て武術優
相当に為手八郎の門人、水野郎より家宿して居り
手八郎、大関彦兵衛、為手を抜き、切り立て
組、雨宮若狭、宮崎、本下、雨宮、乃
出て、藩士、藩士、門番、

為を仕く邸より一すも出さで思い給し籠し内閣し果連
通ぐ[illegible]を知てや嘖よ吉原にて書面迫る閣元
家来の来りしる密なるかを伺ひ[illegible]平八郎に人
来沼田九郎井伯[illegible]の屋敷事成就を遂る
とやいひんわを見合平八郎に風説しなる意の
平八郎大いに憤り大坂を打ち行を殺る輩懲
らしめんと再び江を発し自分の宅に帰り
二月十九日夜半に悍を連く亡命しを行衛知れず
なりぬ　千後に井上右[illegible]の[illegible]日害[illegible]日日門来沼田九郎

吉見九郎右衛門と今の浪速[illegible]
いく迷ひ[illegible]ひ打病のみを[illegible]
病気保養[illegible]
[illegible]平八郎の[illegible]
商[illegible]
[illegible]
又[illegible]
[illegible]
人[illegible]

寄 明治30年
1月/31
22 ミ/

宇津木り板ゝ同代を付郎ゆくあぐ仕古
見い人貧を子ゝ出しる板ゆくあぐ仕新人を
ゑゝ行やゆゝを表ゝりゝとゑゆん

51
4116